

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対する意見及びその考え方
(審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの)

意見募集期間:令和5年1月21日(土)~同年2月20日(月)
案件番号:145210033、145210034

意見提出者一覧
意見提出者 6件(法人:6件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	株式会社NTTドコモ
2	西日本電信電話株式会社
3	東日本電信電話株式会社
4	一般社団法人テレコムサービス協会
5	KDDI株式会社
6	ソフトバンク株式会社

※ 審議会への必要的諮問事項以外の事項のうち、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(以下「MVNOガイドライン」という。)及び「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(以下「サービス卸ガイドライン」という。)以外について提出された意見はなかった。

■MVNOガイドライン改定案

・全般

意見	考え方	修正の有無
意見 1 ● 本ガイドライン改定案の考え方に賛同。 ● MNOとMVNO間で知り得る情報や、その取り扱いに関する規律の濃淡に不均衡が生じている状況。電気通信事業法第30条の指定を受けていない第二種指定事業者において、業務に関して知り得たMVNOの営業上の秘密を当該業務以外の目的に使用することがないよう、指定の拡大を強く要望。	考え方 1	
○ 「特定卸電気通信役務の提供」を拒むことができる正当な理由について、電気通信事業法第32条等に規定されている接続拒否事由を特定卸電気通信役務にも準用し、また、「情報提示」を拒むことができる正当な理由について、単に事業の経営に関する秘密であることのみではなく、MNOの競争上の利益が不当に害されるおそれがある場合などとする本ガイドライン案の考え方に賛同いたします。 ○ 一方、MNOが自社の利用者向けに提供するサービスを設計する上で用いる営業上の秘密であって、プラン毎の平均利用データ量・原価及びこれらを推計可能な情報に該当することが明らかな情報については、事業法第38条の2第3項に係る、情報提示を拒むことができる正当な理由とされているところ、MVNOの回線数やデータ量等をMNOは把握できる立場にあり、MVNOの営業上の秘密に該当する平均利用データ量等が推計可能でありつつも、営業上の秘密の目的外利用を抑止する規律が本ガイドラインの「2 電気通信事業法に係る事項」「(2) MVNOとMNOの関係」「5) MNOとMVNOの協議に関する事項」「ウ 接続等関連情報の取扱い」に留まるなど、MNOとMVNO間で知り得る情報や、その取り扱いに関する規律の濃淡に不均衡が生じている状況であります。事業法第30条の指定を受けていない第二種指定事業者において、業務に関して知り得たこれらMVNOの営業上の秘密を当該業務以外の目的に使用することがないよう、本ガイドラインの当該の規律を超え、事業法第30条の指定を受けていない第二種指定事業者に対する指定の拡大を強く求めます。 【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ MVNOガイドラインにおいては、MNOによるMVNOに係る接続等関連情報の目的外利用が行われることにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる旨が明記されており、MNOによる接続等関連情報の目的外利用については一定の是正策が講じられているものと考えます。 ○ 禁止行為の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定に当たっては、「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方」を踏まえて、指定の必要性の検討を要すると承知しています。	無

・ 2 電気通信事業法に係る事項 (2)MVNOとMNOとの間の関係

意見	考え方	修正の有無
意見2 ● MVNOガイドラインにおいて、「接続」については協議の原則が尊重されていることを明記していることから、「卸」についてもまずはMNOとMVNOとの協議に委ねられることが原則であることを明記することが適当。	考え方2	
○ 左記のとおり「MVNOガイドライン」にて、事業法第32条（接続の応諾義務）に基づく一般的な規律における基本的な考え方として、事業者間接続による場合の基本的な考え方においては、「接続条件その他協定の細目の内容については、まずはMVNOをMNOとの間の協議に委ねられるのが原則」と記載されております。 ○ 本記載の主旨は、MNOがMVNOからの接続請求に応じることが義務付けられている「接続」においても、協議の原則が尊重されているものと認識しております。 ○ MVNOとMNOとの関係の基本的な考え方は、「接続」又は「卸」といった形態によらず、「まずはMVNOとMNOとの間の協議に委ねられることが原則」であり、こうした考え方は、事業者間接続による場合のみに記載するのではなく、(2)MVNOとMNOとの間の関係の中で明確に位置付けることが適切と考えます。 【KDDI株式会社】	○ 御意見として承ります。 ○ 電気通信事業法上、電気通信事業者には他の電気通信事業者からの当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求に応諾する義務が課せられていることから、「接続条件その他の協定の細目」について事業者間の協議に委ねられるべきことをガイドライン上明記している一方、卸役務については相対協議に基づいて提供されることが原則であることから、同様の記載は不要であると考えます。	無
意見3 ● 特定卸電気通信役務の新規受付を停止するとともに提供終了時期を明らかにした場合には、特定卸電気通信役務の提供を拒むことのできる、正当な理由に該当すると整理すべき。	考え方3	
○ 一部の二種指定事業者が4Gサービス等の新規受付を停止するとともに提供終了時期を明らかにした場合、当該事業者が4Gサービス等の新たな卸電気通信役務の提供を拒むことは、5Gサービス等への円滑な移行に支障が生じる等の観点から、合理的な拒否事由に該当すると整理すべきと考えます。 【株式会社NTTドコモ】	○ 特定卸電気通信役務の提供義務及び情報提示義務を拒むことのできる「正当な理由」については、引き続き事例を蓄積し、必要に応じて追加の判断をすることが適当と考えます。	無
意見4 ● 特定卸電気通信役務の提供を拒める「正当な理由」について、二種指定事業者に帰属する知的財産権が侵害される場合についても例示として追記することが適当。	考え方4	
○ 当社は、多様なパートナー企業と連携し、業種・業態ごとの課題に最適なネッ	○ 御意見として承ります。	無

意見	考え方	修正の有無
トワークを構築した新規ビジネスによって多様なサービスを提供しております。新規ビジネスにおける創造物の一つである、知的財産権は、パートナー企業に帰属する場合だけでなく、共同保有となる場合や、二種指定事業者に帰属することとも考えられることから、「当該パートナー、二種指定事業者、または共同の知的財産権」と記載すべきと考えます。 【ＫＤＤＩ株式会社】	○ 本改定案においては、特定卸電気通信役務の提供を拒むことが出来る「正当な理由」の一類型として「二種指定事業者等の利益を不当に害するおそれがあるとき」を示しており、二種指定事業者に帰属する知的財産権が侵害される場合が当該類型に含まれると考えます。	

■サービス卸ガイドライン改定案

・別表

意見	考え方	修正の有無
意見5 ● 卸契約に定める義務、関連法令・ガイドラインの規定を遵守いただけない可能性が高いと判断せざるを得ない場合は、卸電気通信役務の提供を拒むことができる正当な理由に該当すると認識。	考え方5	
<第一種特定卸役務の提供について> ○ 卸契約の締結（卸契約に先立ち締結する秘密保持契約の締結を含む）にあたって、守秘義務や消費者保護、反社会的勢力の排除など、当該契約に定める義務あるいは関連法令・ガイドラインの規定について、遵守いただけない可能性が高いと判断せざるを得ない場合は、当該卸契約の締結を拒むことのできる（当該卸契約締結済の事業者に対しては、当該卸契約を解除できる）「正当な理由」のうち、「当該第一種特定卸役務の提供が卸提供事業者の利益を不当に害するおそれがあること」等に該当するものと認識しております。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	○ 「当該契約に定める義務」を「遵守いただけない可能性が高いと判断せざるを得ない場合」については、「当該契約に定める義務」の内容が遵守されないことが、「電気通信回線設備との接続を拒める場合と同等の正当な理由」に該当すると言えるか否かについて、個別の事例において検討すべきものと考えます。 ○ その際、正当な理由に該当するかどうかの举证責任は卸元事業者にあるものであり、提供を拒むときには、その理由を具体的に明示して回答することが適当と考えます。 ○ 「関連法令・ガイドラインの規定について」「遵守いただけない可能性が高いと判断せざるを得ない場合」についても、举证責任が卸元事業者にあることは同様ですが、当該電気通信事業者に当該特定卸電気通信役務を提供することで、卸元事業者が関連法令・ガイドラインに違反することとなる場合又は卸先事業者が当該特定卸電気通信役務により行う電気通信事業において関連法令・ガイドラインを違反することが明らかである場合、一般的には「当該第一種特定卸役務の提供が卸提供事業者の利益を不当に害するおそれがあること」に該当するものと考えます。	無
意見6	考え方6	

意見	考え方	修正の有無
● 卸先事業者の求める内容・単位等で接続料相当額の提示を行うと、卸元事業者の提供する役務の設計に関する営業秘密が明らかになるおそれがある場合は、情報提示を拒むことができる正当な理由に該当すると認識。		
＜協議の円滑化に資する事項の提示について＞ ○ 卸先事業者が提示を求める接続料相当額の内容・単位等でその提示を行った際、当社の提供する役務の設計に関する営業秘密が明らかになる恐れがある場合、当該提示を拒める「正当な理由」に該当すると認識しております。 ○ 具体的には、第64回接続料の算定に関する研究会において、当社プレゼンにてご提示した「設備の收容設計・品質設計」、「設備の仕入れ原価」、「サービス原価」といった情報が該当すると考えます。 【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】	○ 本改定案の示すとおり、「当社の提供する役務の設計に関する営業秘密が明らかになる恐れがある場合」については、当該事項を提示することにより、卸提供事業者の競争上の地位を不当に害する場合において、当該事項の提示を拒むことができる「正当な理由」に該当するものと考えます。また、その際、役務提供義務の場合と同様、正当な理由に該当するかどうかの举证責任は卸元事業者にあるものであり、提示を拒むときには、その理由を具体的に明示して回答することが適当と考えます。 ○ 以上の考え方に照らして、御意見中で例示されている個々の事項の提示を拒むことが「正当な理由」に該当するかどうかについて予断を持ってお示しすることは困難ですが、今般整備された情報提示義務は、特定卸電気通信役務の提供に係る交渉の適正性の確保を目的とするものであることに鑑みれば、特定卸電気通信役務の提供に係る交渉において当該事項の提示を受けることの意義がないことが明らかである情報（例えば、卸先事業者が自ら営む自己設置又は接続によりF T T Hアクセスサービスを提供する事業においてのみ活用可能な情報）は、卸元事業者の競争上の地位を不当に害するものに該当し得ると考えます。	無
意見 7 ● 既に卸契約を締結している卸先事業者から卸元事業者への料金改定の申入れも「当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れ」に含まれると解せる。この取扱いをガイドラインにおいて明確化すべき。	考え方 7	

意見	考え方	修正の有無
○ 改正後の電気通信事業法第38条の2第3項で規定する特定卸電気通信役務に係る情報の提示義務は、「当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れを受けた場合」に生ずると規定しておりますが、既に卸契約を締結している卸先事業者から卸元事業者への料金改定の申入れも契約（変更）に向けた事業者間協議の一種として契約の締結の申入れと同一視でき、「当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れ」に含まれると解せるものと考えます。 ○ 「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」が事業法の適用関係を規定することを目的としていることから、上述した料金改定の申入れ時の取扱いについて改正案において明確化すべきと考えます。 ○ 具体的には、「第一種特定卸役務の提供に関する契約の締結の申し入れを受けた場合」への補足としてカッコ書き又は脚注を付して、例えば次のような文言を追記すべきと考えます。 〈追加文言例〉 卸先事業者から卸元事業者への料金改定の申入れがあった場合についても第一種特定卸役務の提供に関する契約の締結の申入れを受けた場合に含まれる。 【ソフトバンク株式会社】	○ 現に特定卸電気通信役務の提供を受けている電気通信事業者が、当該特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、新たな料金又は提供条件による当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れを行った場合も、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）による改正後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第38条の2第3項に基づく情報提示義務の対象となると考えることが適当と考えます。 ○ この点を明らかにするため、原案を次のとおり修正することとします。 「第一種特定卸役務の提供に関する契約の申入れ」に、現に第一種特定卸役務の提供を受けている電気通信事業者が、卸提供事業者に対し、新たな料金又は提供条件による当該第一種特定卸役務の提供に関する契約の締結の申入れを行う場合を含むことを明示すること。	有

以上